

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-木材産業分野の基準について-

令和6年9月
法務省・農林水産省編

(制定履歴)
令和6年9月30日公表

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、木材産業分野についても「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和6年3月29日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（令和6年4月19日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、木材産業分野についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき木材産業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年農林水産省告示第1780号。以下「告示」という。）において、木材産業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

二～六（略）

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| 一 小分類121 | — 製材業、木製品製造業 |
| 二 細分類1222 | — 合板製造業 |
| 三 細分類1223 | — 集成材製造業 |
| 四 細分類1224 | — 建築用木製組立材料製造業 |
| 五 細分類1227 | — 銘木製造業 |
| 六 細分類1228 | — 床板製造業 |

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

- (1) 1号特定技能外国人が従事する業務
製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

木材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（製材業、合板製造業などに係る木材の加工等）をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原木等の調達・受入れ、検査工程に係る作業、清掃、運搬、積み込み等）に付随的に従事することは差し支えない。

【主たる業務】

- 木材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項第1号に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針及び分野別運用要領に基づき、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。
- また、特定技能雇用契約の雇用関係に関する事項に係る基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第1条第1項第7号に基づき告示第2条に定めるとおり、木材産業分野の特定技能外国人が活動を行う事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることが求められます。したがって、特定技能外国人が従事する業務は当該産業に係るものでなければなりません。

- ① 小分類121—製材業、木製品製造業
- ② 細分類1222—合板製造業
- ③ 細分類1223—集成材製造業
- ④ 細分類1224—建築用木製組立材料製造業
- ⑤ 細分類1227—銘木製造業
- ⑥ 細分類1228—床板製造業

なお、「中分類12—木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち「小分類120—管理、補助的経済活動を行う事業所（12木材・木製品製造業）」、「細分類1221—造作材製造業（建具を除く）」、「細分類1225—パーティクルボード製造業」、「細分類1226—繊維板製造業」、「小分類123—木製容器製造業（竹、とうを含む）」及び「小分類129—その他の木製品製造業（竹、とうを含む）」並びに「中分類13—家具・装備品製造業」は木材産業分野の対象には含まれません。

- 前記の「日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っている」とは、特定技能外国人が業務に従事する事業所において、上記①～⑥に係る製品の製造加工を行っていることをいい、他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も対象となります。なお、単に製品の選別や包装の作業を行う事業所は製造業には該当しないことから、対象には含まれません。
- また、事業所の定義は、日本標準産業分類『3 第1章 第2項「事業所の定義』に従い、その経済活動に次の2つの要件が備わっているものをいいます。
 - (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
 - (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。
 区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が单一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とします。
 このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において单一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それを別の区画とすることが基本です。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがあります。
- 特定技能所属機関は、農林水産省が設置する木材産業特定技能協議会（以

下「協議会」という。)に加入する際に、協議会が求める場合には、上記①～⑥に示した日本標準産業分類に該当する事業所であることが分かる書類(例えば、定款の写し等)を協議会に提出しなければなりません。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
- なお、関連業務に当たり得るものとしては、例えば、次のものが想定されます。(注)
(注) 専ら関連業務に従事することは認められません。
 - ・原材料(原木・資材等)の調達・受入れに係る作業
 - ・製品の検査工程に係る作業
 - ・製品の出荷に係る作業(運搬・梱包・積込み等)
 - ・作業場所の整理整頓や清掃等

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については農林水産省林野庁にお問い合わせください。問合せ先については、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。
(URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html>)

【確認対象の書類】

- 木材産業分野における特定技能外国人の受け入れに関する誓約書(分野参考様式第18-1号)(特定技能所属機関)

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

二 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

木材産業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

また、木材産業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（1）技能水準（試験区分）

「木材産業特定技能1号測定試験」

（2）日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

分野別運用要領（抜粋）

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

（1）「木材産業特定技能1号測定試験」（運用方針3（1）の試験区分）

ア 技能水準及び評価方法

(技能水準)

当該試験は、木材加工、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で的確にできるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針5(1)の業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「木材加工職種：機械製材作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得する技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、いずれも木材の特性や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づくものであるという点で、関連性があると認められることから、木材産業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として木材産業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。
- 木材加工職種・機械製材作業の技能実習2号を良好に修了した者については、上記の試験が免除されます。
- また、木材加工職種・機械製材作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。
- なお、木材産業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

<試験合格者の場合>

- 木材産業特定技能1号測定試験の合格証明書の写し
- 日本語能力を証するものとして次のいずれか

- ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
- ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し
 - *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。

<木材加工職種・機械製材作業の技能実習2号修了者の場合>

- 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
 - ・木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
- 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
 - ・技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）
 - *詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

【留意事項】

- 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合は、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
- 木材加工技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第3条

木材産業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一 農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。

二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

三 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力をすること。

四 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力をを行うこと。

五 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前2号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（2）特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、農林水産省が設置する「木材産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

イ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講じること。

- ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。
- オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、農林水産省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 「木材産業特定技能協議会」（運用方針5（2）ア関係）

農林水産省は、木材産業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「木材産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人材不足の状況、外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為に対する再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

(2) 特定技能所属機関等は、上記①～③の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じること（運用方針5（2）イ関係）

(3) 「木材産業特定技能協議会」に対し必要な協力を行うこと（運用方針5（2）ウ～オ関係）

協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護を図るため、特定技能所属機関又は登録支援機関に対し、情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めることができる。

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号及び同条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 特定技能所属機関は、木材産業分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合は、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は農林水産省及び協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- 特定技能所属機関が協議会に対し必要な協力を行わない場合には、基準に

適合しないこととなるため、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

- また、協議会では、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を図るため、木材産業分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行います。特定技能所属機関は、協議会で協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要となります。上記の措置を講じない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、農林水産省及び協議会に対し、必要な協力をを行うものでなければなりません。
- なお、協議会に関する事項は、農林水産省林野庁のホームページを御覧ください。
(URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/foreigner.html>)
- 協議会に関する問合せ先は次のとおりです。

農林水産省林野庁林政部木材産業課

電話：03-6744-2290

【確認対象の書類】

- 木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第18-1号）（特定技能所属機関）
- 木材産業特定技能協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）

【留意事項】

- 特定技能所属機関が、1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、木材産業特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。

第4 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあっては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

木材産業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。）が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、木材産業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。
- 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも、派遣された者を受け入れることもできません。
- 1号特定技能外国人を派遣し、又は派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受け入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 木材産業分野における特定技能外国人の受け入れに関する誓約書（分野参考様式第18-1号（特定技能所属機関））

別表(木材産業)

共通	特定技能1号				特定技能2号
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等
			職種	作業	
【特定技能1号】 製材業、合板製造業等に係る木材の加工等	木材産業特定技能1号測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	木材加工	機械製材	

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

木材産業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、製材業、合板製造業等に係る木材の加工等であること。
2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 1号特定技能外国人が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、令和5年総務省告示第256号（統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていること。
 - 1 小分類 121 製材業、木製品製造業
 - 2 細分類 1222 合板製造業
 - 3 細分類 1223 集成材製造業
 - 4 細分類 1224 建築用木製組立材料製造業
 - 5 細分類 1227 銘木製造業
 - 6 細分類 1228 床板製造業
4. 農林水産省が設置する木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。
5. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
6. 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力をすること。
7. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力をすること。
8. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、上記6及び7に規定する必要な協力をう登録支援機関に委託していること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者